様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024　年　8月　28日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃふじもとぶっさん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社藤本物産  （ふりがな）ふじもと　やすひろ  （法人の場合）代表者の氏名 藤本　泰弘  住所　〒861-5512  熊本県熊本市西区田崎町414-12  法人番号　7330001004084  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社藤本物産　DX計画2024 | | 公表日 | 2024　年　6　月　7　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社藤本物産HPで公表  「株式会社藤本物産　DX計画2024」  <https://fb-group.jp/dx/#cts>  P5:トップメッセージ  P6:DXビジョンと実現の方向性 | | 記載内容抜粋 | ○トップメッセージ  当社は昭和23年、熊本駅前の小売店舗からスタートしました。  現在は熊本地方卸売市場を拠点に、青果物流通のトータルカンパニーとして生産から販売まで青果流通を極め、皆さまの食卓を豊かにする企業を目指してまいりました。  近年、青果物生産者の減少や耕作放棄地の増加などの影響が加速化しており、私たちの競争環境はこれまで以上に激しい環境変化に晒されています。  一方、データ分析技術や画像認識技術などのデジタル技術が飛躍的発展を遂げており、今後の私たちの在り方や働き方に大きく影響していくと考えています。  そして、このデジタル技術を使いこなし、私たち自身がDX推進企業に変革することが、これからの変化の波を乗り越え、サプライチェーン全体を支えることに繋がると確信しております。  デジタル技術が持つポテンシャルは無限であり、それを活用することで私たちの「食」に関わる事業は、もっと効率的で、もっと透明性を持ち、そしてもっとお客様に寄り添ったものになることでしょう。  今回私たちは、デジタル技術を駆使し「食」がもつ価値を更に高めるため、「株式会社藤本物産DX計画 2024」を策定いたしました。この計画を着実に推進し、”「食」のサプライチェーン全体を支えるDX推進企業”を目指していきます。そして、生産・流通・販売を担う青果物のフロンティアとして、お客様にとって最高の「食」を提供することを継続して参ります。  ○DXビジョン  「食」のサプライチェーン全体を支えるDX推進企業へ  デジタル技術を用いて、当社が手掛ける生産・流通・販売の「一貫体制」を中心にサプライチェーン全体を支えることができるDX推進企業を目指していきます。  ○DXビジョン実現の方向性  ①サプライチェーンで発生する業務の改革  ②「食」の魅力を情報発信 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は、取締役会で承認を得た内容です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社藤本物産　DX計画2024 | | 公表日 | 2024　年　6　月　7　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社藤本物産HPで公表  「株式会社藤本物産　DX計画2024」  <https://fb-group.jp/dx/#cts>  P7:DX戦略：①サプライチェーンで発生する業務の改革  P8:DX戦略：②「食」の魅力を情報発信 | | 記載内容抜粋 | ○戦略１：流通業務の効率化  社内に蓄積されたデータを活用し、青果物の流通に係る在庫管理業務と配送業務を効率化します。在庫管理業務では、画像認識を用いて在庫場所や保管数量のデータ管理を自動化・省力化します。配送業務では、現在活用している配送システムに、リアルタイムなデータを反映したピッキングリスト閲覧機能等の追加を行い、タブレットや電子ペーパーを活用したピッキング業務のフローを構築します。  【具体施策】  ・画像認識を用いた在庫管理業務の自動化・省力化  ・リアルタイムなデータを反映したピッキングリスト閲覧機能の開発  ○戦略２：紙帳票のペーパレス化  自社で活用している生産管理システムの機能拡充を図り、紙の帳票類を電子化します。また、電子化した帳票へタブレットで入力完結できるフローを構築し、品質管理のデータ登録業務等を抜本的に見直します。  【具体施策】  ・生産管理システムの機能拡充による紙帳票の電子化  ・タブレットを使用した品質管理フローの構築  ○戦略３：営業支援システムを活用した営業DX  営業支援システム（SFA ）を導入・活用し、営業活動の見える化を行います。営業行動や商談の進捗状況をデータとして記録し、属人化しない営業体制を構築します。また、既に構築済みの顧客管理システムのデータを SFA のデータと組み合わせて、顧客の属性や商談状況等のデータから顧客ニーズを導き出し、既存顧客の満足度向上と新規顧客獲得につながる施策を立案します。  【具体施策】  ・営業支援システム(SFA)の活用  ・データを活用した既存顧客のアフターフォロー  ・データを活用した新規顧客獲得施策の立案  ○戦略４：データに基づいたEC サイトの強化  ECサイトの流入数、購買情報、顧客属性などのデータを分析し、販売キャンペーンや生産者の紹介コンテンツの作成・ラインナップ見直しなどの施策を企画・実施します。 EC サイトを運営しているグループ会社と連携してコンテンツを改善し、魅力的な「食」の販売を行います。  【具体施策】  ・データ分析結果を活用したEC サイト改善施策の企画  ○戦略５：HP ・ SNS 活用によるコーポレートブランディング  当社が取り扱う「食」の魅力をWEB ページや SNS 上で積極的に発信し、ブランディングを行います。また、当社の働く環境や理想の社員像、実際に働く社員の人柄、職場の雰囲気などを、適切に情報発信し、入職後のミスマッチを削減します。  【具体施策】  ・SNS を活用した情報発信  ・採用 HP のコンテンツ改善 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は、取締役会で承認を得た内容です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「株式会社藤本物産　DX計画2024」  <https://fb-group.jp/dx/#cts>  P9:推進体制 | | 記載内容抜粋 | ○DX推進体制と体制整備施策  ・DX推進責任者とDX推進委員会の設置  代表取締役社長直下にDX推進責任者を配置します。DX推進責任者が統括する DX推進委員会が各部門を横断した DX推進に繋がる施策を立案・実行します。  ・データ分析人材の育成  社外研修と社内での実践アウトプットを繰り返し、社内のデータ活用・分析に係る人材を育成します。  ・社内研修会の開催  従業員のITリテラシーの向上に向けたIT関連の社内研修を開催します。  ・外部支援企業との連携によるスキルの内製化  既存システムへの追加開発や新規のシステム導入検討を行うにあたり、外部支援企業からの助言や支援を受け入れ、外部の知見を社内に取り込みながらDX推進を行います。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「株式会社藤本物産　DX計画2024」  <https://fb-group.jp/dx/#cts>  P10: 社内環境整備 | | 記載内容抜粋 | ・業務の棚卸  全体最適な業務効率化・ペーパレス化を実施するにあたり、現状の業務を業務フロー一覧や業務フロー図として見える化し、実現すべき業務フローを策定した上で、各戦略を推進します。  ・デバイスの整備  PCやタブレット、スマートフォンなど、戦略推進に必要なデバイス類の整備を行います。  ・ネットワークインフラの整備  社内の情報通信量増大に備え、ネットワーク通信の整備を行い高速化を図ります。また、タブレットやスマートフォンでのシステム利用に備え、Wifi環境の整備を行います。  ・セキュリティ対策の強化  ネットワークセキュリティの強化・セキュリティ対策ソフトの見直しや各種パスワードの管理など、当社のセキュリティに対して評価を行い、必要な対策を講じます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社藤本物産　DX計画2024 | | 公表日 | 2024　年　6　月　7　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社藤本物産HPで公表  「株式会社藤本物産　DX計画2024」  <https://fb-group.jp/dx/#cts>  P11:成果指標 | | 記載内容抜粋 | ○戦略1：流通業務の効率化  【成果指標】  ・在庫管理業務の年間削減時間  ・ピッキング業務の年間削減時間  ○戦略2：紙帳票のペーパレス化  【成果指標】  ・電子化した紙帳票の件数  ○戦略3：営業支援システムを活用した営業DX  【成果指標】  ・データを活用した営業施策の立案件数  ・既存顧客のフォロー実施件数  ○戦略4：データに基づいたECサイトの強化  【成果指標】  ・データに基づいたコンテンツ改善実施件数  ・ECサイト購買数  ○戦略5：HP・SNS 活用によるコーポレートブランディング  【成果指標】  ・ホームページ、SNS 上での情報発信件数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024　年　6　月　7　日 | | 発信方法 | 株式会社藤本物産HPで公表  「株式会社藤本物産　DX計画2024」  <https://fb-group.jp/dx/#cts>  P5:トップメッセージ | | 発信内容 | 当社は昭和23 年、熊本駅前の小売店舗からスタートしました。  現在は熊本地方卸売市場を拠点に、青果物流通のトータルカンパニーとして生産から販売まで青果流通を極め、皆さまの食卓を豊かにする企業を目指してまいりました。  近年、青果物生産者の減少や耕作放棄地の増加などの影響が加速化しており、私たちの競争環境はこれまで以上に激しい環境変化に晒されています。  一方、データ分析技術や画像認識技術などのデジタル技術が飛躍的発展を遂げており、今後の私たちの在り方や働き方に大きく影響していくと考えています。  そして、このデジタル技術を使いこなし、私たち自身がDX推進企業に変革することが、これからの変化の波を乗り越え、サプライチェーン全体を支えることに繋がると確信しております。  デジタル技術が持つポテンシャルは無限であり、それを活用することで私たちの「食」に関わる事業は、もっと効率的で、もっと透明性を持ち、そしてもっとお客様に寄り添ったものになることでしょう。  今回私たちは、デジタル技術を駆使し「食」がもつ価値を更に高めるため、「株式会社藤本物産 DX計画 2024」を策定いたしました。  この計画を着実に推進し、”「食」のサプライチェーン全体を支えるDX推進企業”を目指していきます。  そして、生産・流通・販売を担う青果物のフロンティアとして、お客様にとって最高の「食」を提供することを継続して参ります。  2024年5月  株式会社藤本物産  代表取締役社長  藤本泰弘 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　5月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のDX成熟度における課題を把握しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　5月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 2024年5月に情報セキュリティ基本方針を公表しました。  また、2024年5月にSECURITY ACTIONの2つ星を自己宣言しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。